

# ハラスメント対策について お考えですか？



職場のハラスメントについて、事業主（企業）に対して  
防止措置を講じることを業務付けている法律があります。

- ✓ パワーハラスメント ▶▶▶ 労働施策総合推進法
- ✓ セクシャルハラスメント ▶▶▶ 男女雇用機会均等法
- ✓ 介護休業等に関するハラスメント ▶▶▶ 介護休業法
- ✓ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント ▶▶▶ 育児・介護休業法

ハラスメントで  
職場環境が...

対策はしたいけれども ...

直接、企業側が行うと ...

退職につながり、人手不足をまねきそうで ...

踏み込めない！  
その場合は

## ハラスメント対策には、 第三者機関をご活用ください。

一例として ...

- 上司から、連日のように他の社員の前で「給料泥棒」「小学生でもできる」などと怒鳴られ、過大な業務を押し付けられた。
- ➡ 社内の窓口で相談したが、「教育の一環だ」と一蹴された
- ➡ **ハラスメント対策第三者機関へ！**
- ➡ 第三者機関から会社に対し、事実関係の調査を促す「助言」が行われた
- ➡ 第三者機関による斡旋および仲裁を経て、会社側（上司を含め）がハラスメントを認め、上司の部署異動を条件に和解が成立した

まずはお問い合わせください

質の高いハラスメント防止対策措置を  
ご提供いたします。

NPO 法人 優和キャリアサポート

TEL 059-367-7880 e-mail npo.youwa.kk@gmail.com

〒510-0237 三重県鈴鹿市江島町 3547 オーキッド富士見ヶ丘 202